

マイナンバー制度についてのお知らせ

平成 28 年 1 月から、マイナンバー制度が開始します！

平成 28 年 1 月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始します。

マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号（12 桁）が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13 桁）が与えられます。

平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が届きます！

個人番号は、平成 27 年 10 月以降、各市町村からお客様宛てに通知されます。

個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で必要となる大事なものです。「通知カード」が、届きましたら、大切に保管してください。

法人番号は、平成 27 年 10 月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

当金庫からのお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。

当金庫においても、お客様とのお取引にあたって、個人番号・法人番号をいただく場合がございます。当金庫からご案内いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。（※法令で定められた手続き以外に利用することはありません）

平成 27 年 10 月